

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和13年12月31日まで)

秋 本 少 安 第 4 5 号
令 和 3 年 1 月 1 9 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

被害少年サポーター運用要綱の一部改正について（例規）

被害少年の保護活動及び継続的な支援については、「秋田県少年警察活動要綱」（平成19年秋田県警察本部訓令第23号）、「被害少年サポーター運用要綱の一部改正について（例規）」（平成31年3月6日付け秋本少安第40号、務第162号。以下「旧例規」という。）等により推進しているところであるが、この度、所要の整備を行い、4月1日から別添「被害少年サポーター運用要綱」のとおり運用することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、旧例規は、3月31日をもって廃止する。

別添

被害少年サポーター運用要綱

第1 目的

本要綱は、被害少年サポーター（以下「サポーター」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

1 対象少年

秋田県少年警察活動要綱（平成19年秋田県警察本部訓令第23号。以下「活動要綱」という。）第2条に掲げる「被害少年」であって、生活安全部少年女性安全課長（以下「少年女性安全課長」という。）が継続的支援を特に必要と認め、指定した少年をいう。

2 継続的支援

活動要綱第79条第1項に規定する「前条に定めるもののほか、被害少年については、その精神的打撃の軽減を図るため、特に必要と認められるときは、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言その他継続的な支援を実施するものとする」ことをいう。

3 実施担当者

少年補導職員等被害少年支援を担当する職員のうち、少年女性安全課長が適任者として選任した者をいう。

第3 任務

サポーターは、実施担当者の助言等の下に、対象少年に対し、平素からきめ細かな訪問活動等を行い、実施担当者と一体となった継続的支援を行うことを任務とする。

第4 委嘱等

1 委嘱

サポーターは、次に掲げる要件を備えた者のうち、警察本部長が警察署長の推薦に基づき委嘱するものとする。

- (1) 当該警察署管内に居住地を有する少年保護育成委員であること。
- (2) 少年の健全育成に関する豊富な活動経験や知識、技能を有すること。
- (3) 被害少年保護活動に対する理解と被害少年の心情を受け止めることができる幅広い人間性を有し、かつ、人格及び行動について社会的信望を有すること。

2 委嘱書

サポーターを委嘱する場合は、委嘱書（様式第1号）を交付するものとする。

3 任期

サポーターの任期は、少年保護育成委員の任期と同一とし、再任を妨げないものとする。

なお、任期中に委嘱替えをした場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 解嘱

警察本部長は、サポーターについて、その任務遂行に支障があると認める場合又はサポーター本人から解嘱の申出があった場合は、その任期中にかかわらず、これを解

嘱することができるものとする。

5 指導教養

少年女性安全課長は、サポーターが被害少年保護活動の目的や被害少年の特性等について理解を深め、継続的支援の具体的な方法等に関する知識・技能等の向上が図られるよう随時、指導と教養を行うものとする。

第5 継続的支援の要請

少年女性安全課長は、継続的支援の実施に当たり、サポーターの協力が必要と認めるときは、個々の対象少年ごとに適任と認められるサポーターを指定するものとする。

なお、少年女性安全課長は、指定に当たり、当該少年に係る実施担当者の意見を尊重するとともに、当該少年の年齢、性別、生活及び家族の状況、被害態様等を踏まえ、サポーターの年齢、性別、職業、ボランティア経験等を勘案するものとする。この場合において、必要に応じ、秋田県警察被害少年カウンセリングアドバイザーその他の部外専門家の意見を聴くものとする。

第6 活動等

1 活動

サポーターは、継続支援の実施担当者と連携して、次の活動を行うものとする。

- (1) きめ細かな家庭訪問を行い、対象少年及びその保護者の話の聞き手となること。
- (2) 家庭訪問等で把握した対象少年及びその保護者の話その他の状況を実施担当者に連絡すること。
- (3) その他実施担当者から要請された活動を行うこと。

2 活動の記録等

実施担当者は、サポーターの活動内容を被害少年サポーター活動報告書（様式第2号）に記載して、少年女性安全課長に報告するものとする。

第7 運用上の留意点

- 1 サポーターは、民間の少年警察ボランティアであり、特段の権限を付与されるものではないことから、少年女性安全課長の管理下にあつて、個々の活動は、必ず実施担当者による助言等の下に行うものとし、実施担当者は、被害少年と接する際の具体的留意事項等について、サポーターと十分な協議を行うこと。
- 2 少年女性安全課長は、サポーターに対して要請を行う場合は、あらかじめ対象少年及びその保護者に対し、サポーターの任務、制度の趣旨等を確実に説明して、それぞれの同意を得ること。
- 3 少年女性安全課長は、サポーターがその活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らすことがないように、委嘱時に徹底を図ること。

委 嘱 書

あなたを被害少年サポーターに
委嘱します

年 月 日

秋田県警察本部長
警視長

様式第2号

期	日	指	定
保管期限	年	月	日まで
	年	月	日

少年女性安全課長 殿

被害少年サポーター活動報告書

実施日時	
対象少年	
実施者	
実施担当者	
活動内容	
備考	